

第十章 特殊社會保健婦に關する若干の注意

産業保健婦、學校保健婦(養護婦)、農村保健婦

産業(工場、鑛山)保健婦

産業保健婦の目的は直接的には工場災害の防止、應急手當、従業員の健康増進、引いては能率増進にある譯であり、そのために、工場醫局活動への助力、従業員に對する一般保健療養知識の指示、健康診断の奨励、訪問看護、日常健康生活の指導等は勿論、特に産業衛生上の調査研究、關係法律(工場法、鑛業法、労働者災害扶助法、健康保險法等)に基く従業員の保護等をなす譯であるが、しかし、その目的を完遂するためには、工場内でだけ労働に適した設備を作つたり、労働時間を調節することも勿論必要であるが、矢張り工場外即ち主として家庭での生活が健康なものでなければいけない。例へば、工場外で暴飲暴食や睡眠不足の放恣な生活をした従業員が工場に來たのでは、能率は上らないのみならず、何らかの災害を惹起すのは必然であらう。又そこまで行かないまでも非保健的な生活をすれば、肉體的にも精神的にも元氣が出ないであらうし、或は家庭に醫療や看護の行届かない病人があつて工場で働き乍らもたへすそのことを氣にかけてゐるとか、又は、前夜薬や氷を買ひに走つたり、醫者を呼びに行つたりして一晩中眠らないで工場に來たために、トロツコに跳ねられたり、指や腕を機械に喰ひとられたり、足場を踏み脱して轉落したり、何か落ちて來るのに氣付かずにゐたり等々の例は屢々見受けられる所であるが、このようなことをなくするためには、どうしても個々の従業員の家庭生活を明るい健康なものに指導し、家庭に對する心勞から従業員を解放し安心して働き得るようにしなければならぬ。

従つて、産業保健婦は飽くまでも一工場又は近接せる數工場といふ特殊な活動基點を中心として働くものであり、その任務は何處までも前述の如く工場従業員の保護であるが、しかし活動の實際は、半ば以上否大部分が従業員の家庭を對象としてなされるものであり(但し要望があれば従業員の家庭近傍の一般市民をもその對象として取上げねばならない)従つて、工場福利施設の擴大強化を圖ること勿論必要であるが、若し、それが不足する場合は他の社會施設と圓滑な連絡をとることが必要である。その結果、その仕事の内容を殆んど一般保健婦と同様である。

そこで、ここでは、産業保健婦として特に心得べき點についてのみ一、二記すに止めたい。

一、産業保健婦に特に必要とされる豫備的智識

1

工場名、所在地、所有地、工場建坪、管理者、工場法の適用非適用、製品種目、原動機數及其の馬力數、男女別年齢別職工數

2

職業病、産業中毒、一般疾病並器械的災害等の豫防のために、特に心得ておくべき點。

A、作業環境——作業場の氣候(溫度、濕度、氣流、空氣イオン)、採光、照明、騒音、化學的、物理的及生理的有害物等。

B、作業條件——作業の性質により従業員の性、年齢、體質等を顧慮してゐるかどうか、作業時間(連續作業時間、單位時間の作業)作業速度、作業の性質及方法、器械に對する危害豫防装置、従業員の豫防具、休憩時間及其の時刻、始業及終止時刻、深夜業、交替制度、公休日賃銀等。

C、衛生施設その他——便所、更衣室、食堂、浴室、休憩室、娛樂施設、運動設備、寄宿舎等の福利施設

D、疾病及災害——各種疾病に對する従業員の罹病率、死亡率、災害の種類、頻度等。

二、工場内安全委員会への参加協力

工場内では、工場長、醫者その他を以て安全委員会を組織し、災害、飲料水、ガス等々に對する方策を議し、必要に応じて施設を作るとか、参考品、ポスター等を展示するとか、或ひは休憩時間等を利用して擴聲機を通じて災害豫防の注意を放送するとか等のことをする。

三、従業員と工場との意志疎通をはかること

産業保健婦は、その本來の使命に忠實で、訪問に際して、従業員及びその家族の信頼を得ることに成功するならば、必ずや、工場内の勞働に就いて、従業員が工場側には言ひ得ない種類の不安を彼女に訴へるであらう。

即ち、疲れるとか、場所が適當でないとか、ガスが心配だとか、便所や食堂の設備が悪いとか、監督の態度が不親切だとか、賃銀が安くて暮しが困難だとか等々。

しかし、言ふまでもなく、産業保健婦は、自分が耳にしたことをその儘工場側へ洩してはならない。或る種のこととは綜合統一して報告する必要があるであらうし、又他のことは絶対に報告してはならないこともあらう。

この際、産業保健婦は、工場の福祉のために設置されたものではあるが、従業員の味方となり、従業員の利害を代辨すべく努めなければならない。

尙、従業員の家庭に傳染病患者等の發生せる場合は直ちに工場と連絡をとつてその蔓延を防がなければならない。

學校保健婦（養護婦）

一般に學校看護婦若くは養護婦と呼ばれてゐるものは、學童の箱やけ、指の切傷、吹出もの、しらみといった小さなこ

とを大量に取扱ふものであり、又はその他の事故發生に當つての應急的處置をなすものであるとか、或ひは虚弱兒童に肝油を與へ、トラホームに罹つた學童に洗眼を施し、寄生虫の疑ひある者に驅虫劑を與へるものであると考へられてゐる。

それは正にその通りであるが、このような局部的な仕事の他に、次の如き學校衛生事業全般に對する協力援助をなすことが必要であり、虚弱兒、貧困家庭兒、異常兒等を發見せる場合は家庭訪問によつて家庭の根柢から、それらを産んでゐる原因を摘除すべく生活全般の指導向上を圖らねばならない。従つて、我々はこれを學校保健婦と呼び社會保健婦の一種と考へたい。

即ち、學校衛生事業は大略次の四部門に分たれ得る。

一、保健

二、健康増進

三、特殊兒童の保護矯正

四、その他

而して、この内容を概観するならば、夫々次の如きものである。

一、保健

(一) 學校建築及び設備衛生

(二) 身體検査及び精密身體検査

精密身體検査とは、ツベルクリン反應陽性者をX線透視又は寫眞にて選擇し、最後に疑ひある兒童に對して測定、赤血球沈降速度、聽診、打診等精密な検査を行ひ、その結果により、要治療、要休養、要監視、要注意、不要注意等に分ち、學校醫、健康相談所を利用して生徒の健康を保護監視し、特に學童より結核を豫防することを目的とする。

(三) 學童傳染病豫防

次の如き傳染病に對し、豫防注射、罹病状態調査をなす。即ち、チフテリア、種痘、麻疹、水痘、百日咳、耳下線炎、猩紅熱、疫痢、腸チフス等。

二、健康増進

(一) 體 育

(二) 健康教育

1、健康知識養成

結核豫防週間、虫歯豫防デー、視力保存デー等々社會的催しに際しては出來得る限り學校内においても之に歩調を合せて生徒を参加せしめる。

2、健康及清潔検査(何れも毎朝)

これらは何れも擔任教員が爲すのであるが、前者に於て病兒を發見せる場合は學校保健婦が單獨或は校醫と諮つて適當な處置をなす。

後者は、健康生活に必要な清潔習慣を兒童期における鋭敏な感受性を利用して養成する目的で、顔、手、爪、首、齒の洗ひ方、衣服の洗濯状態、ハンカチーフ、手指等の検査を行ふもの。

體重測定(毎月)——その數字的結果により、醫學的にはその健康状態を推察し、教育的には發育に關する興味を兒童に養成して、興味の中に健康生活に兒童を導き入れんとするもの。勿論、その衝に當る者は、兒童の發育に關する年齢的差異、又は體重増減の季節的變化状態、體育と健康との關係に關する智識を有すべきである。

3、以上の結果によつては隨時家庭訪問を爲し、家庭に入つて、その生活の根柢から健康生活の指導をなす。

(三) 學校給食

之と併行して一般兒童に一週間分の食事献立表を提出せしめ、家庭における食事の状態を知ると共に兒童の偏食矯正、栄養知識普及に役立たしめる。

三、特殊兒童

健康相談、缺陷兒童の矯正、特殊教育(場合によつては、養護學級、補助學級を編成する)

四、その他

(一) 學校衛生に關する調査研究

(二) 夏期施設

臨海園、高山聚落、夏期學校、早起會等々の目標は、單に、兒童に良き空氣を吸はせ、傍ら水泳、勉學に従事せしむる程度のものに止らず、より積極的な健康増進はもとより、實際的の生活指導又はその團體生活を利用して兒童の自治的訓練、集團生活の訓練を與へることにならねばならぬ。

尙、高等科の女生徒等を學校保健婦の助手として休憩時間中活動せしむることは、學童全般に自治的精神を與へ、女生徒をして保健衛生的知識の日常生活への適用を學ばせることに大きな効果があるであらう。

又、學校保健婦の日常仕事をする場所は、衛生室とか何とか命名して、學童に徹底せしめなければならぬ。衛生室活動の時間割、校醫の診察日等もハッキリ決めて、學童に記憶せしめなければならぬ。

次の例は、埼玉縣入間郡金子村尋常小學校衛生室前に掲げられたものである。

★衛生室時間割

△一時間後ニ來ル人

イ、『エデック』ヲ飲ム人

ロ、朝カラ氣分ノ悪イ人

ハ、一年二年三年ノ外傷、皮膚病ソノ他ノ手當ヲ受ケル人

△二時間後——眼ノ悪イ人

但シ月、水、金 一年二年三年

火、木、土 五年六年

△三時間後——眼ノ悪イ人

但シ月、水、金 四年生

火、木、土、高等科

四年以上の外傷、皮膚病ソノ他ノ手當ヲ受ケル人

毎月一日、十一日、二十一日ニハ坂本先生ガ才見エニナリマスカラドコカ悪イ人ハ忘レズニ來テ診テイタダキマセウ。

農村保健婦

農村はいふまでもなく都會と異つて人口が稠密でない。その爲めに經濟上からも又實際の仕事の上からも一つの機關或ひは一人の人が多くの任務を兼ね數々の機能を發揮しなければならぬ。従つて社會保健婦も本來の自己の任務の他に、屢々、學校保健婦、學校教員、助産婦、町村衛生事務等々を兼任しなければならぬ。特に助産婦には大きな仕事に課される。又、その他の凡ゆる共同施設の設置運用に際しては常に先頭に立つて活動しなければならぬ。加ふるに、農村に

は都市におけるより以上に種々の古めかしい迷信習俗が根を張つてゐて社會保健婦の活動を阻げるであらうし、又村の幹部とか方面委員等が必ずしも社會保健婦の事業に對して全面的な理解を有してゐるとは限らないであらうから、事業開始當時においては、保健婦は殆んど孤軍奮闘を餘儀なくされることを覺悟しなければならぬ。しかし、社會保健婦の熱意ある活動はやがてかゝる困難と障害とを容易に解し去るであらう。或ひは社會保健婦は、妊婦のためにおむつ、蒲團の縫方等まで教へてやらねばならないかもしれない。そして、座産を仰臥産に改めるための戦ひの如きも、最初は布が多量に要つて不經濟だとか分娩に不便だとかと非難が起るに違ひない。だが、これも、貧血しないし、産褥熱にかゝる心配も尠い等と感謝の聲に變ることは明かである。

而して、農村保健婦が自己の擔當區域を前にいさ訪問に出かけようとして、先づ困惑を感ずるであらうことは、農家と農家との間が非常に隔つてゐて、假りに自轉車を利用するとしても相當の勞力を要するので、骨を折ることの多い割に實質的には能率が上らず良い結果が望めないといふことである。

こゝから、社會保健婦の手足となつて働く一つの協力者網組織の必要が要請せられる。

この協力者は、多くの場合、女子青年團、主婦會等に見出すことが出来る。組織は、各字毎に約十戸につき一人の割で五人位迄の役員（保護婦、班員等と稱す）と一人の分會長（班長と呼んでもよい）をおく。役員は交替に常時部落内の自己擔當家庭を巡回監視することにより刻々分會長宛に口頭又は書面を以て報告する。この報告に基き分會長は同じく口頭又は書面によつて社會保健婦の巡回、訪問、出張、相談、指導、紹介等々を求めめる。このような分會の活動に併行して、社會保健婦は、時間の許す限り、順次全村の巡回訪問指導を行ふ。

尙、村民及び保健婦と協力者との連絡には次のようなカードを用ふると便利である。（例は神奈川縣中郡高部屋村愛育保健協會の使用せるもの）

保 健 婦 巡 廻 豫 告 通 知 票

保健婦方左ノ如ク當區ヲ巡廻下サイマスノゾオ含ミノ上御集
合下サイ

一、期 日 月 日 午前 午後 時 分 頃
二、場 所 氏 宅
三、其 他
昭和 年 月 日
區 內 母 姉 様
區 保 護 婦

(コノ通知票ヲ大至急御報願ヒマス)

發 病 ノ オ 知 ラ セ

No.	住 所	戶 主	病 入 ノ 名	年	病 時 刻 山 夕 夕	病 氣 ノ 様 子	カ、ソ、ツ、キ 心 醫 者 ノ 名	其 ノ 他
午 後 前					月 日 午前 午後 時 分			
時				歲				
分 受 付	婦 保 印 健							

第一號川紙

出 産 ノ オ 知 ラ セ

No.	住 所	産 名	夫 ノ 名	本 人 ノ 名	年	出 生 月 日	男 女 別	備 考
午 後 前						月 日 午前 午後 時 分		
時					歲			
分 受 付	婦 保 印 健							

第 號 川 紙

分 娩 (婦 姐) ノ オ 知 ラ セ

No.	住 所	戶 主 ノ 名	本 人 ノ 名	本 人 ノ 年	分 娩 豫 定 日	備 考
午 後 前					月 日 午前 午後 時 頃	
時				歲		
分 受 付	婦 保 印 健					

尙班員又は保護婦の選任に當つては、女子青年團員、主婦會員に偏することなく、なるべくならば兩者を混合して夫々半數宛とする方がよい。何故ならば、事務的な仕事とか兒童青少年の問題ならば活動力に富む女子青年團員が適當であり且つ實踐を通じて第二母性としての教育を興へるといふ意味で有意義でもある譯であるが、生活上の複雑な問題に就いては、矢張り深い生活經驗を持つた主婦會員でなくては都合が悪いであらう。又選任に當つては、所謂名流婦人なることを以て第一資格としてはならない。

然る時は、比較的貧しい家庭に對する訪問は歓迎されないこととなるであらう。

社會保健婦以下保護婦は、服裝、言語、動作等に充分慎重でなければ、村民の反感を買ふこととなるであらう。即ち、所によつては極く粗末な洋装をつけても『異人種』を以て目せられる恐れがあるし、叮嚀過ぎる言葉は親しみから縁遠く近づき難い感じを抱かせるであらう。

要するに、社會保健婦以下の本事業關係者は、一面その地方の習俗に従ひ乍ら、他面では、それから一步高く離れて、絶えず高い生活へと村民を導いて行くことを忘れてはならない。

保護婦の選任が終ると同時に、之等の人々は謂はゞ素人であるから、社會保健婦事業に就いての初歩的智識を興へなければならぬ。

之は縣の係官その他の斡旋により専門家の出張を請ひ短期講習の形式をとるがよく、又事業開始後も隨時社會保健婦その他が講師となつて班員の訓練を行ふことが必要であらう。

班員又は班長の宅には、前記(第四章第四節参照)の醫療器具、救急藥品、家庭常備藥等を備へて何時でも役に立て得るようになければならぬ。

第十一章 取扱の實際

都市における結核事例

東京市特別衛生地區保健館

四 宮 た け

一、患者の保健館との最初の接觸

昭和十一年六月五日

一主婦五月二十二日孫女(一歳)を伴ひ、本館の小兒健康相談に來館した。成人健康相談所の存在を知り、其後主婦も成人健康相談所に來る。

姓名	菊 ○ タ ○
年齢	四十九歳
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇

(一) 來館時の患者の主訴
本年四月初め頃より特に咳嗽、喀痰多く、羸瘦甚だしく、盗汗、疲勞、食慾不振等の結核患者とみる如き症狀を訴ふ。

(二) 診断(奥野博士に依る)

左上葉及び右肺炎結核

(三) 患者の既往歴

生來健康にて特記すべき疾病及び醫師にかゝつたことはなし。

二、家族歴

先妻

女(婚)……現在大阪にて肺結核入院中

夫

長女(婚)——養女……次女の娘を養女とす。昭和十一年六月粟粒結核にて死亡

長男……昭和十年八月結核にて死亡

次女(夫と死別)——孫女

次男……入院中

三女

三男

患者

三、家族の健康状態

夫(五十九歳)

教育小學校程度、外見健、いまだ健康診断を受けず、病氣二年前盲腸炎にて手當を受けし外、三年前より下口唇に化膿診あり處々の醫師の治療を受けしも全治せず、現在特に手當せず放置す。

家族及び近親に結核患者なきも、五六年前友人に結核患者があつて度々世話をしたことがあつた。

患者(四十九歳)

教育小學校程度 性温順

結婚前の生活に就いては不明、既往症なく最近の發病までは比較的健康であつた。

家族親戚にも結核患者はなし。

長女(二十九歳)

他家に嫁し、患者である母親の近所に住む。

妹の子供を養女とし、二ヶ月間患者である祖母に世話をたのみ、自分は本所のメリヤス工場にて本年二月頃まで働き祖母が養娘の看護のため大阪に行きしにより、仕事を中止し養育したるも養女は本年六月粟粒結核にて死亡した。

六月五日來館健康相談を受けし結果上葉肺浸潤と診断さる。

次女(二十四歳)

福島縣にて結婚し、夫と同棲一年幾ヶ月にて死別した。

乳兒を姉にあづけ福島縣にて働いてゐたが上京して(六月五日)母親と同時に健康診断を受けたが、兩側肺門線に石灰沈著を認むる外特に異状なく、歸郷して働きつゝありと。

三女(十三歳)

尋常五年生、月島小學校に通學中、母親と同居して家事の手傳ひをなす。

六月十二日來館學童相談にて診査を受く。

「ツベルクリン」反應陽性、レ線所見異常を認めず。

發育状態も普通、現在健康である。

三男(九歳)

現在長姉の家に同居、月島小學校二年生にて通學、幼時より患者とは長時日の接觸はない。

六月十二日學童相談所にて健康診断を受けた。

「ツ」反應陽性、リ線所見異常を認めなし。

發育状態普通、現在健康。

四、患者の既往に於ける結核患者との接觸の事實

(一) 昭和十年六月頃月島通り八丁目のそばの二階に間借をしてゐた折、火災に遭遇したため友人高〇方(東海岸通り八丁目)の物置を借り一ヶ月間住むた。その當時高〇氏妻(現在保健館取扱ひ家族)肺結核にて自宅に在つて療養中であつた。その間病人の世話をした。

(二) 長男一郎除隊後、昭和十年六月——七月頃より肺結核にて療養所入所手続きをなし、自宅にて療養中患者はその看護をした。

保健館にて取扱つた出願者記録によれば、昭和十年七月十六日付にて入所手続きをなし、七月終りに委託病院入院同年八月一日病院にて死亡してゐる。患者はその間看護をした。

(三) 昭和十年十月頃、月島西仲通の清水方に主人結核にて妻出産中手傳ひに三週間程通つた。

(四) 四年程前より、大阪に住んでゐる義娘〇部はじめ肺結核にて入院中なれば、今年五月始頃まで、五ヶ月程看護した。

五、家計の状況

(一) 収入

次男入營中は、東京府より家族扶助料として一日五十錢補助を受け生計を立つ。

其他は不定、患者健康時は處々に手傳ひに行き少しの収入を得てゐるが現在は長女より時々補助を受く。夫つり舟の貸舟をなし、他は時々海に釣に行く外一定の職なし。

(二) 家賃

昭和十年七月頃より長男病氣のため、一戸の家に住む必要のため、現在の地に、主人自ら「トタン」張、「トタン」屋根三間四方位の家を建て、現在に至つてゐるから家賃は支拂はない。

疊「コザ」四疊半位、入口一つ、一間幅、三尺の土間、外に向つて窓なし、所々「トタン」にすき間がある。

六、住所の衛生状況

月島通り電車通に面し、橋のたもと、裏は市營住宅地、横は消防置合宿所、一方は川、「トタン」張小屋、換氣「トタン」板のすき間所々あるも不良、前は東向入口開放時は風通しよし、日光は入口一間位まで射入する。家具は「たんす」、「ねすみいらす」、棚一つ、行李二つ、本箱一つ、「ガス」はない。

入口にかまど、食器、炊事道具あり、流し臺なし。

水道は市營住宅地内の共同水道使用。

七、患者處置の上に當面した問題

便所は橋向ふの共同便所、清潔状態は普通。

- (一) 一般結核患者としての治療及び看護療法の問題
- (二) 隔離予防の問題
- (三) 経済生活上の問題

八、家庭訪問

最初の家庭訪問は昭和十一年六月十三日

來館時の記録によれば、月島東通り七丁目となつたので當所を訪ねたが見當らない。交番で尋ねたら直ちに橋のたもと小屋であることを教へられた。訪問時割烹着にて患者は座し、夫と話し中であつた。

病状は來館時と同様。食慾不振。咳嗽、喀痰夕方殊に多く、體温は最高三十七度五分位。格別の苦痛はないが、時々肩が凝り、壓迫感がある。

時々臥床する外、終日座してゐる由、外出は便所に行く時だけ、家事一切は三女の歸宅後子供にさせ、其他洗濯等は長女が毎日來てすると。

豫防方法は、特に注意せぬやうなるも、食器だけは別にし、消毒はせないやうである。

檢温は毎日四回。痰壺なし。その消毒についての智識がない。

第二回六月二十四日

病状は同様で咳嗽は朝多い。

發熱三十七度——三十八度五分上下。

時々呼吸困難がある。

食慾依然不振、榮養方面は出来るだけ注意をしてゐるらしい。毎日「リンゴ」を一個食べてゐるが便秘勝といふ。

九、看護指示

- (一) 安靜の必要とその方法
- (二) 榮養法
- (三) 消毒、清潔
食器、寢具、接觸物、家屋の掃除、喀痰の仕末、咳嗽時の傳染豫防、就床時の注意特に子供と添寝せざること。
- (四) 隔離、傳染豫防
- (五) 精神的安靜
療養方法につき惑はぬやう、一時的に大金を使つて高價藥等買はぬやう、療養方法を誤まらぬやう、結核とはどんな病氣であるか、療養期間につき、家族のものにも患者を安心して療養させ得るやう注意を促した。
- (六) 其他一般看護、體温の計り方、入浴、身體の清潔方法等につき指示注意を與ふ。

十、患者の精神的方面

患者及び家族のものが訪問を喜ぶ。

病氣に對しては充分なる智識なきも、病氣を看護せる經驗あるためか比較的樂天的で、子供達に對する傳染を恐れ心配してゐるやうである。

夫も病氣に對する治療方面には意を用ひ、出来るだけの療養をなさしめるやう、入所療養を希望してゐる。指示に對して出来るだけ實行し、療養に努めてゐるやうである。

十一、處置、計畫及び諸種社會施設との連絡

問題

計畫

連絡

(一) 傳染の豫防

隔離

入所手續

六月二十三日手續済み

東京市療養所

東京市方面事務所

(二) 消毒

痰壺を造る

痰の始末
食器
衣類寝具

消毒薬を買はせる(出来ぬ時は與へる)便所に捨てる、焼却又は煮沸、消毒薬に浸す、日光消毒

保健館

(三) 家事

子供に教ふ、夫に手傳はせる、長女にたのむ

(四) 經濟

藥の必要の場合

保健館

(五) 便所

歩行を禁ずる場合 便器を與ふ

方面館

(六) 水道

流し水の始末

(六) 子供の健康

學童相談にて定期的に健康診断を受ける

保健館學校衛生部

學校受持教師

學校看護婦

保健館主治醫

(七) 長女(井〇マ〇エ) 續いて來館

療養

健康相談の必要

就業

醫師と相談し職の選定

「小兒保健研究」昭和十二年二月號より轉載

都市における小兒事例

東京市特別衛生地區保健館

安藤 雅 惠

來館動機

事例は京橋區の密集地帯〇町〇番地に居住せる〇川和枝、滿一年一ヶ月にて結核性肋腹膜炎にて死亡。家業は鰻屋店員生後五ヶ月にて肺炎に罹患、その後の健康診断と栄養相談を某病院退院時にすゝめられ、本館小兒衛生部を訪ねらる

來館時狀況

體格小、皮膚蒼白、緊張低下、栄養狀態、特に悪し。毎四時間毎授乳、母乳充分。哺乳力良。機嫌良好。醫師の診断に依れば肺炎後の濁音ラッセル聞ゆと。

家族關係及び其の健康狀態

父方——祖父母共に健、同胞八人凡て健在。母方——祖父膿瘍にて死亡。祖母心臟病にて死亡。母の同胞四人中一人死亡原因不明、他は健康なるも母心臟脚氣を患ひ又子宮搔把術を受けし事あり。

事例の同胞——長男八歳、十五日早産、虛弱。二男四才、十五日早産、虛弱。本人二才、肺炎後虛弱。

其の他親族關係同居人の狀況

父方に肺結核にて三年前に死亡せるものあり。又父方姪は父を結核にて失ひ同居す。健康の様なるも屢々咳嗽あり。分娩前後の状況及び既往病歴

母は妊娠中悪阻軽く苦痛なし。七ヶ月目に階段五段目より階下に落ちたる外異常なし。市立産院にて八ヶ月半にて頭位分娩せり。體重二〇五〇瓦。出生時は哺乳力弱く、毎二時間毎授乳、葡萄糖注射等を行へり。事例生誕後五ヶ月にて肺炎罹患某病院に入院一週間後退院、一時経過良好なるも満一年にて再び肺炎罹患、経過思はしくなし。他に疾患なし。

經濟狀況

家業は鰻屋店員とあるも事實はおでん、やきとりを露天に出し一日一圓より三圓の收入にて不定、最近とみに減少し月額三十圓内外。母掃除内職をなし月六圓の收入あり。支出は家賃十五圓、屋代一晚五十錢にて米代に窮する事ありと云ふ。然し小供にはさもしい思ひをさせ度くなしとて被服等比較的綺麗になし居るも兩親殊に父はつよれを纏ひ居り。

家屋狀況

北西向三軒長屋北端二階建木造。二間、階上三疊にて採光比較的良、階下六疊採光、換氣不良。訪問時概況

三尺幅の露路の突當りの入口に立ち來意を告ぐるも出で來らず階下に人なし。階上に呼びかければ十位の少女應待に出づ。意を告げ取次を依頼す。屋内は亂雜にて被服等は丸めてあり、入口の土間に不潔な下駄等散在せり。臺所には食器に蓋もなく散らされ居り。階上より父降り來り、小兒風邪にて病狀不良の旨をきき階上の病室に伴はる。入口に風呂敷、手拭を補綴せる幔幕を張り外氣の直接入るを防ぎ、古びたベット中央にあり厚く重き蒲團數枚を掛け、

ベットの下に吸入器、濕布材料ありて不潔。頭の近くに炭火をたきスープを温め居り換氣行はれず息苦し。其の非をさとしベットの位置を代へ換氣を行はしむ。患者に呼吸困難の様に見受け咽喉部に喘鳴きこえ、顔色蒼白、咳嗽屢々あり、腹部鼓張し居るも今朝排便ありと。榮養狀態特に悪しく醫師の受診をすゝむるも經濟的に恵まれず、施療受診の手續を教ふ。翌朝方面事務所にて手續きをし某施療病院にて診察をうけ結核性肋膜炎にて重態と診断さる。百方手を盡し大人用重症室に入院し酸素蒸氣吸入等を試み不眠不休の看護をせるも遂に死亡す。

事例を扱つての感想

社會事業施設と醫療事業施設との積極的連絡提携と整備とを痛感す。

本事例の家族に對する計畫

同居人及び家族の健康診斷を受けしめ、結核の發病を防ぎ保健指導を行ふ。

- 1、廉價な家賃で採光換氣の良き家に移轉せしむ。
- 2、廉價で榮養價ある食餌を指示して健康を維持する様にす。
- 3、不規則な生活を規則的な生活に導く。
- 4、定つた職を探さしめ生活の安定を得る様に努めしむる。

都市における中耳炎事例

聖路加國際病院社會事業部

鈴木愛子

姓名 ○○幸一郎

職業 汐留驛人夫
住所 京橋區靈岸島
家族 八人

昭和十四年七月二十日 患者幸一郎當院耳鼻喉科に來診、慢性中耳炎にて至急手術の必要もないが永年無理を重ね來りし爲殆んど昨今に於ては働くこと不可能、空床を待つ事にし外來に來ることをすゝめる。
昭和十四年七月二十七日 待ちに待つた空床が出來、この日患者入院、手術を受く。
患者入院に際し妻と面會をする。

1、家族

- 患者
- その妻 四十才
- 老母 (患者の母) 五八才
- 長男 (鐵工場へ年奉公中) 十八才
- 長女 十四才
- 次男 十二才
- 次女 七才
- 三男 三才
- 四男 一才

2、生活状態

子供は皆小さく生活を助けると言ふところまでは行かず、長男が高等小學校卒業と同時に住込んで奉公中であるが僅かの小遣を支給される位のもので、とても親の手元に入る様な金はない。一家の働き人であり天にも地にも、かけがへのない夫であり父親である患者の入院に依り家族のものは、その日より生活に困つて來る。妻の僅かばかりの内職で得た金では到底食へて行ける道理もない。

3、經濟状態 (入院前のもの——健康で働いてゐた時のもの)

○收入

患者 日給 二圓 一ヶ月平均六十圓前後
妻 一ヶ月 十圓 製本内職

○支出

家賃 十四圓
 食費 三十六圓
 米 二十三圓
 醬油、味噌、其他副食物 十三圓
 燃料費 一圓
 ガス、水道料 家賃の内に含まれてゐる。
 電氣 一圓
 衛生費 風呂代 三圓
 雜費 子供の菓子代 五、六圓

其の他被服費とて多勢の子供に季節々々のものを一枚宛與へるにしても仲々容易ではない収入の割に支出は多く毎月遣繰り上手にやつてゐるわけである。

健康な時は之で良いとしても病氣になつたため一錢の収入もなく、と言つて患者退院まで家族の者が飲まず食はずで待つてゐる事も出来ず、患者の恢復する迄の間なんとか方法を講ずべく、近くの方面委員を訪問し事情をくわしく話す。

- 1、働き手が病氣のこと
- 2、子供は小さく多勢故母の内職だけでは生活出来ぬ。
- 3、生活費の救助を願ふ。
- 4、病院入院中の費用は一切當院にて負擔す(全部無料)

方面委員も患者一家に同情し適當な方法で見てもやりたいとの事であつた。猶、水上生活を営むでゐる患者の弟が苦しい中から退院まで少しづつ補助して呉れる事になる。

家賃も到底支拂ひ困難に付、家主を直接訪ね待つてもらふ様約束する。今迄きちんと納めてゐた關係上、心好く引き受け。いつ迄も待つとの事。方面委員へ依頼した生活費の問題も一ヶ月二十六圓二十五錢の補助金を受ける事になりなんとか退院する日迄食ひつなく用意が出来た。

4、健康状態

患者第一番の悩みの種であつた經濟的苦痛も方面委員の温い心と當院の入院費無料の件に安心して治療出来る様に運んだが、當部としては、病人は患者一人でなく家族全體の健康状態も考へる必要ありと母親と再三面會する。母親の語るところに依れば子供達はあまり丈夫な方ではない。年中氣をつけてゐても風邪を引き易いし元氣が無いと。衛生状態としては比較的恵まれてゐると言へる、西南向、日當りも好く二階建てで便利好く出来てゐる。

一度子供達を小兒科に連れて來る事を約束する、しかし母親は臨月の身であり、又、夫の入院騒ぎですつかり心配し、子供の事も考へては居るものゝ積極的には事が運ばぬ。

昭和十四年九月九日 患者やつと退院、暫らく外來に通ふ事になる、妻は翌十日築地産院へ入院手續を取つてゐるにも拘らず間に合はず自宅に於て男兒出産、之以上子供はほしくないと常々希つてゐたわけであるが、この事に付てはいづれ身體の恢復を待つて好い方法を取る様に約束す。

昭和十四年十月二十六日 次男孝、小兒科の診察に來る。之は熱を出したとて母親が心配して連れて來る。扁桃腺、アデノイドもあり手術の必要があるが、腺病質でおまけに栄養不良との診察であり、醫師の注意に依れば一日平均三合の牛乳とその他栄養物の攝政との事である。しかし一家の實情として、この次男に醫師のすゝめ通り之等を與へる事は到底不可能な事であり、と言つて出來ないとしてそのまゝに放つて置く事は將來の爲にも決して好い事ではなく、先づ外來にて扁桃腺とアデノイドの手術を受けさせる、そして次に醫師の注意通り牛乳を與へることとする。この牛乳も直接部員が店に行き病院で支拂ふ旨をよく話し、又最初より三合宛飲ませることは必ずしも適當な攝取法ではない故、最初の一週間は合次は二合、そして三週間目より三合宛與へると言ふ風にきめる。

當部とて永い月日援助するわけにも行かず、今暫くの間、即ち家族状態が少しよくなる迄の事にして始める。尙、母親の暇な時を利用して公衆衛生部の方に依頼して食物調理の合理的方法を教へてもらふ様にする。必ずしも栄養のある食餌を取れと言ふことは高價なものを買へと言ふ意味ではない事を理解の行く迄話す。時節柄物價は高くなり、とても栄養問題等もつての他でひもじくさへなければ、それでよい事にしてゐる人に料理の方法を教へたところで、どうにもならぬかも知れないが、折りにふれ事にふれ話する事にした。

一方退院した患者は其の後どうもはか／＼しくなく働らける状態までにはなほつたのにもかゝらず頭重くとても仕事

をする氣になれぬとて毎日ぶらぶら遊んで居り、入院中より生活が苦しくなるばかりである。妻は之等色々先々の事を心配して乳が出なくなる有様で、生活状態は次第に下へ下へと落ちて行くばかりである。

公衆衛生部との協力で、時々家庭訪問をなし、人工栄養即授乳の方法等も教へ、又、病人(幸一郎)には何かと力づける様にした。約二ヶ月後の今日は殆んど身體の具合も元通りになり働ける様になつた。勤先の方でも家族の多いところへ幸一郎が休み勝なので氣の毒に思ひ餘り力の要らぬ仕事の樂なところへ廻してくれたため段々元氣づき、日増に快くなると言ふわけ、そしてその上有難い事には妻の方から進んで、廉價な材料を使つて栄養價値のたかい料理と言ふ様になつた。

(昭和一五・一・五)

指導の呼吸

神奈川縣高部屋村愛育保健協會

田中ウメ

頑固な姑さんを正面から教育して行かふとかうつた所で、却つてお産の床にある嫁さんを精神的に苦しめるばかり、そこで、嫁さんには姑さんにまで聞へる程度に事の理をよく教へてやるのである。そしてその後は姑さんのつけこむさきのない程に、度々訪問して行く事が大事な呼吸である。かくして行く中に頑固な姑さんもちちらの誠實に動かされて來るのであつて、その潮時を見はからつて、短刀直入に指導しなければならぬ。又この村には「分娩後七日間位は毒だるせねばならぬ」と云つて、何の栄養もとらずに湯漬飯のみ喰べてゐる風習がある。こんな時には家族の者に話したばかりでは仲々實行してくれぬので、遠慮なく臺所におりていつて、食事を作つてやる事である。又或時のこと「乳兒が元氣がなく

て食欲が少しもない。熱は下つたのに」といつて來たので、急いで行つて見れば、熱があつたからとて氷で冷し過ぎてしまつたのである。「氷さへ使へばいつても熱が下る」と單純に考へてゐるので、前後の見さかひもなくこんな事をやつてしまふのである。こんな時は、そのこの當面の問題と之に關聯して色々な保健衛生に關する指導をしてやるのに最もよい時である。

「お醫者さんは熱をはかつたり、脈をとつたりして、別に心配な事はない、すぐに薬を取りにおいでといつて歸つてしまはれて、何の病氣だとも何ともいはれなかつた」と、いふやうな空虚な考へを持たせるやうな訪問であつては何にもならないと思ふ。病人などある時こそ家族全部を指導するにはよい時、この時に相手を思想的に實踐的に指導すべきであると思ふ。

(『兒童保護』昭和十四年十月號より轉載)

農村保健婦の日記

鳥取縣社會事業協會

吉田キクヨ

十月一日 曇天

今朝は稻葉山の頂に何時もの明るい太陽を見ることが出来ない曇りの空で何となく物足らぬ。

出勤の支度をして居ると、千谷村の山上さんが兄さんにあたる安田さんのことで相談に來られ、大急ぎで服に着替へてお目にかゝる。「早くからお邪魔してすみません、實は昨日も方面委員の中田さんにお願ひして居りますが、私の兄の安田が

病氣でして、子供は多いし、家内中が困つて居りますので、何とか一つ手続をお願い出来ませんか」と云はれる顔も力なげである。

「承知致しました、中田さんからもお話を聞いて居りますから、十時頃市の方面事務所へお出下さいませ」

「有難うございます、どうぞよろしくお願い致します」

と山上さんは叮嚀に挨拶して薪を積んだ荷車をひいて町へ出て行かれた。

八時がなつたので直ぐ近くの上村さんの姪婦さんを診察して、自轉車飛ばして村の産業組合へ急ぐ。

稲葉産業組合にはもう中田組合長は出勤して居られ、村の方と經濟更生のお話をして居られる。

私は組合長で方面委員の中田様に今朝宅に相談に見えられた山上さんのお話をして、方面委員の事務日誌を出して戴き十月一日安田太郎救療の件と記入して置いて、市の方面事務所に出ることにした。

中田組合長は

「午後は學校と組合の職員で村をよくするための研究會があるから、早目に歸つて来るやうに」と仰言つた。

○

○

○

小學校の生徒が急に黒い服になつたことや、山の木の葉が紅葉して來たのに氣づいて、冬のおとづれの近いことを知りこれからの農村の困難なことや、不便のこと、流感のこと、幼児の肺炎のこと等頭の中をめぐらせ乍ら道を急いで神垣村迄出て來ると、向ふから荷車をひいて歸つて來られる田畑町子さん達親子に出逢つた。

二人は私の姿を見るなりニツコリ笑つて、腰をかよめ乍ら「吉田さん、一寸お邪魔さんですけど」

と仰言る、私は出勤時間が遅れるので、氣が氣でないが、何か事情があるらしいので、自轉車から降りると、お母さんの

方が

「吉田さん、あなたに申譯ないと思ひます」

と仰言る。

「何故ですか」

「何故つて、此子も病氣を治して貰ふし、私も治して貰つて居り乍ら、お禮にも上らずにすみません」と仰言るので、私は

「何もお禮等に來て戴かなくともいゝのです。よくなつてさえ下さつたら、それが一番ですわ」

「でも中田方面委員さんにも濟みません。お禮に上らうと思ひ乍らつい御無沙汰して居りまして。なあ、人はどうして禮をされるでせう。知つて居られたら、どうぞ聞かしてつかんせう」

と仰言る、救療手續をして貰つて病氣が治つたら方面委員へでも禮をするものと思つて居られる様子なので「誰も、お禮等はしませんよ、あれは方面委員さんがお世話されても、もとを云へば明治天皇陛下が病氣して醫者にかゝれない人々のために百五十萬圓と云ふ大變澤山のお金を御下賜になりました、それで濟生會と云ふ會が出来たのです、其のお金の利子と、縣や市の篤志家から寄附して貰つたお金とで、お醫者さんに診て貰へない人を無料でお醫者さんにかゝれる様にして下さつたのです、だから病氣が治つて働けることが嬉しければ、方面委員さんに禮するよりも、朝夕東に向いて 天皇陛下 にお禮を申し上げなさいませ。そして又、縣や市の澤山の人々のお世話になつて居るのですから、毎日落す内に少しでも他人の喜ぶ様なことをしておあげなさいませ、それが一番の恩返しなのです。中田方面委員さんは、自分に禮をされるより、あなた方が氣持丈でも他人のために、村の人のために、有難かつたと云ふ氣持で盡して下さることを一番お喜びになるのですからね」

と伺へば

一七四

「實は二ヶ月程前から悪かつたのですが、なる文幸棒しやうと思つて、お願せずには居りましたが、私が永く休みますと家内中が喰べて行くことが出来ませんし、それに近頃、どうにも苦しくて仕方なくなつたものですから、厚かましく中田方面委員さんにお願ひに上りましたのですが、御迷惑ばかりかけて申譯ありません。前に私の品行が悪かつたものですか、今でも矢張り世間の人は私が素行が悪いものと思つて居られるらしく、此の度も中田方面委員さんのお耳に、私がお婆さんをいじめると云ふことを云つて行つた人があるそうでした。『お婆さん(姑)を大切にしなければ、お前の兄を救つてやることも出来ない』と、中田さんが弟に云はれたそうです。世間つて何と云ふわからんもんだらう。自分ほんなに眞面目となつても世間の人はまだ、安田は變つたと云つては呉れず、其の上無したこと迄方面委員さんに告げたり等して、と思ひますと、又前の自棄心が出て來ます」

安田さんは病んでも更に改める様子もなく却つて世間を呪つて居る。何と云ふ恐ろしい心であらう、と思へば、ひとりでに此の人の哀れな心のために祈つてあげたくなる。

「そうですね、よくわかりました。けれど、世間の人つて仲々認めるものではありません、而し、中田さんは、どうぞあなたが眞面目になつて働いて下さる様にとそればかり何時も心配して居られるのです。貧しいから人が云ふ、貧しいから認めないのと違ひます。世間が認めないからつて、自棄を出しては何時になつても尙のこと認めては呉れません。世間を相手にしなくても神様があなたの正しいことを見て居られたらよいでせう。認められ様が、認められまいが、あなたが一心にはげまれたら、世の中人もあなたの變つたことに氣がついてまゐります。自棄を出さないで、病氣を早く治して、働らいて下さいませ」

安田さんはうつむいて膝に手を置いたまゝ聞いて下さつたが、やがて顔を上げるなり

「よくわかりました。私は不品行を改めたことをたつた一人中田方面委員さんに丈認められたかつたのです、それは此の前、稲葉に居られた小川巡査さんが、組合に行つて『中田さん、よくあなたは彼の安田の様な人間を救つてやられますなあ。わしならあんな者は救つてやりません』と云はれた時に、中田さんは『世間の人が捨てた彼を、わしは捨てること出来ません。人が認め様と認めまいと、わしは彼を認めて助けてやります』と云つて呉れたと弟の末治が戻つて云ひました。そして『兄さん、わしは恥かしかつた、情けなかつた、どうぞ眞面目に働らいて下さい』と云ひました。それから中田さんの温いお心に副ふ様に、『安田は變つた、更生した』と云つて貰いたいとはげんで來ましたに、矢張りわしを信じて下さる中田さんに、人は私の悪口を云つて行きます」

と云つてハラ／＼と膝の上に涙を落し、握りこぶしで兩眼をふいて居る、安田さんを見ると私の胸にも熱いものがぐつとこみ上げて來る。

「お話はよくわかりました。御心配にならないでもあなたさえ眞面目になつて下されば中田さんは何時でも認めて下さいます。更生した人を何時迄も同じ目で見居られる様な中田さんではありません。少しでもあなたの變つた處を見出さうと中田さんもつとめて居られるのですから、今暫らく辛棒して勵んで下さいませ。それはそうと、子供さんやお婆さんはどうして居られますか」と問ふと安田さんは一寸きまり悪さうにして「お婆さんと一緒に千谷村の家に居りますが、喰ふに困つて居るのです」と云ひにくさうである。

「中田さんね『救護にでもしてあげたいけれど、今の状態では法を用ひることも出来ないし、それに前途ある子供さん達に救護等と云ふ肩身の狭い思ひをさせては可哀想だから、父母の手で養育して貰ひたい』と仰言つて居られました。どうぞ、この治療券を持つて行つて、早くよくなつて、子供さんも、お婆さんも、あなた方お二人のそばで楽しく暮せる

一七五

「さようでございますか」

と今更乍ら教へ子の身の上を心配して蔭となり日向となつて下さる先生のお心を勿體ないと感謝する。

硝子越に見ると、外は霧雨が降り出した様である。もうお晝も近いので、ぼつ／＼失禮することにした。

「どうも有難うございました。今日は大變よいことを教へて戴きまして有難うございました。どうで私達の手落で調査もれになつて居る家がありましたら事務所へお教へ下さいます様にお願ひ致します」と云へば、先生は

「それは、私の方からお願ひ致します。時々こうした家もありますかね。中には不心得な人もありまして、先日も辨當屋さんが怒つて居りましたが、何處の學校の分か知りませんが、給食兒童の辨當箱の中に『近頃は、とんと御馳走喰べさせないがどうしたのだ。金が少ければ市に請求して貰へばよい、もつと御馳走せい』と書いていれてあつたそうですが、これは子供のしたことではないでせうかね。こんな話を聞きますと、救つてよいのか、悪いのか、見當がつかなくなりませぬ」

と仰言る。私は餘りのことで答へるすべを知らないので、唯

「困つたことでございますね」

と丈お答へして失禮することにした。

雨は降るけれど、道順がよいから増井方面委員さんによつて御用はないか伺つて行かう、と驛前の方に自轉車を向ける。

丁度店番をして居られた増井方面委員さんは「ヤァー御苦勞さんです、今日はどちらを訪問でしたな」と愛想よく迎へて下さるので、

今學校へ行つて校長先生とお話して来たこと等話すと

「それは御苦勞さんでした。それからなあ、吉田さん、〇〇町の山田藤治なあ、あれ申請してから三年目にやつと救護になりましたぜ。ハツハ、ハ、ハ。まあ話しですわい。市に經費のないのも困りもんですなあ、先日あんたの云はれた不具者の加藤でも、救護して呉れつて云つたんですけど、救護するより働かせたがよいと思ひまして、町總代の池田さんに話しまして、彼の家の前の二疊敷位の處を借りてやりましてな、傘屋を開業させました」

「お世話様でございますいたね、本人も喜びましたでせう」

「救護をして貰ひたいと云ふのに、働けと云ふのですから、少し冷淡な様ですが、救護が待つて居れませんでなあ。不具者では不具者に合つた仕事をさせて収入を得ませんとなあ」

としみ／＼仰言る

「冷淡ではありませんわ、そんなに考へて戴く方面委員さんの處へ住む人は幸だと思ひます」

「幸ひでもないでせうが、いたづらに依頼心を起させては其の人のためになりませんでなあ、まあ兎に角、早く授産場でも作らんといけませんなあ」

「そう願へると有難いですね。是非方面委員さん方のお力で作つて戴きたいですね。そうすれば彼の人達もとても喜ぶでせうね」

「何んでも早いこと、託兒所と授産場を作らんといけませんわいな、我々の活動がやりにく／＼なつて」と仰言る
増井方面委員様は、ほんとに貧しい人々と一緒になつて苦勞して下さるよい方である。

